

○松戸市安全で快適なまちづくり条例

平成15年12月19日

松戸市条例第22号

改正 平成17年3月31日条例第1号

平成29年12月26日条例第29号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 めいわく行為の禁止（第8条・第9条）

第3章 客引き行為等の禁止（第10条—第15条）

第4章 松戸市安全・快適まちづくり協議会（第16条）

第5章 重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区（第17条）

第6章 雑則（第18条—第20条）

第7章 罰則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、市、市民等、事業者及び関係行政機関等の責務を明らかにするとともに、犯罪の発生の防止並びにめいわく行為及び客引き行為等の禁止に係る施策を定め、もって安全で暮らしやすい市民生活の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。
- (3) 関係行政機関等 市の区域を管轄する警察署、国道及び県道の管理事務所その他の行政機関並びに防犯協会、交通安全協会等の公共的団体をい

う。

(4) 公共の場所 市内の道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所をいう。

(5) 飲食店営業等 次に掲げる営業をいう。

ア 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業

イ 個室を設けて当該個室において専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業

エ 専ら人の身体に接触して行う役務の提供を行う営業

（市の責務）

第3条 市は、市民等、事業者及び関係行政機関等と協力し、安全で快適なまちづくりを効果的に実施するための施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、安全で快適なまちづくりに関する知識の普及及び意識の向上に努めるものとする。

3 市は、市民等及び事業者が行う安全で快適なまちづくりに関する自主的な活動を支援するものとする。

4 市は、関係行政機関等に対し、安全で快適なまちづくりに関する必要な措置及び協力を要請するものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、地域社会において相互に協力し、自主的に安全環境を確保するとともに、環境美化を推進しなければならない。

2 市民等は、市及び関係行政機関等が実施する安全で快適なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、自主的に安全環境を確保するとともに、環境美化を推進しなければならない。

2 事業者は、市及び関係行政機関等が実施する安全で快適なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(関係行政機関等の責務)

第6条 関係行政機関等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する安全で快適なまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(安全環境の確保)

第7条 市長は、犯罪の発生を防止するため、市、市民等、事業者及び関係行政機関等の相互連携体制の下に地域の防犯活動を推進するものとする。

2 大規模店舗、共同住宅等の不特定多数の者が利用する施設を所有し、若しくは管理する者又は建設しようとする者は、防犯に関する知識の向上、警報装置の設置その他の防犯対策を講ずるよう努めなければならない。

第2章 めいわく行為の禁止

(めいわく行為の禁止)

第8条 何人も、公共の場所において次に掲げる行為をし、又はさせてはならない。

(1) たばこの吸殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物及び飲料等のペットボトル、缶その他の容器を定められた場所以外の場所に捨てる行為

(2) 建物又は工作物を塗料等により汚損する行為

(3) その管理下にある犬又は猫のふんを放置する行為

(4) 置き看板、のぼり旗、商品等を道路上に放置（設置する権限のない場所への設置を含む。）する行為

(5) 性的好奇心をそそる写真等又は性的好奇心に応じて人に接する役務を表す文言及び連絡先等を掲載したビラを掲示、配布等する行為

(6) 営利を目的として行う、ビラ、ティッシュペーパー、商品見本等の配布、宣伝若しくは呼込み又はアンケート調査の実施に当たり他人の通行を妨げる行為

2 市長は、前項の規定に違反した者（第21条第2号の規定に該当する者を除

く。)に対し、必要な指導をし、これに従わないときは必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(喫煙の禁止等)

第9条 何人も、公共の場所において歩行中（自転車乗車中を含む。）の喫煙をしないよう努めなければならない。

2 何人も、第17条第1項に規定する重点推進地区の公共の場所（市長が指定した場所を除く。）においては、喫煙をしてはならない。

第3章 客引き行為等の禁止

(客引き行為等の禁止)

第10条 何人も、公共の場所において次に掲げる行為（以下「客引き行為等」という。）をし、又はさせてはならない。

(1) 相手方を特定し、飲食店営業等の客となるよう誘う行為

(2) 相手方を特定し、次のいずれかに該当する役務に従事するよう勧誘する行為

ア 人の性的好奇心に応じて人に接する役務

イ 専ら異性に対する接待（法第2条第3項に規定する接待をいう。）をして酒類を伴う飲食をさせる役務

(3) 前2号に規定する行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為（飲食店営業等を営む者の遵守事項）

第11条 飲食店営業等（法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業を除く。）を営む者は、前条の規定に違反する客引き行為等をした者その他の者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客としてその営業所内に立ち入らせてはならない。

2 飲食店営業等を営む者は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(申出等)

第12条 第17条第2項に規定する客引き行為等禁止特定地区において飲食店

営業等を営む者は、第10条又は前条第1項の規定に違反する行為（以下この章において「違反行為」という。）をしないことを約する旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした者に対し、必要な支援を行うことができる。

（指導及び勧告）

第13条 市長は、違反行為をした者に対し、必要な指導をし、これに従わないときは必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

（立入調査等）

第14条 市長は、前条第1項に規定する措置を行うため、必要があると認めるときは、その職員に、違反行為をした者の事務所、営業所その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要事項について質問をさせ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせること（以下「立入調査等」という。）ができる。

- 2 立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（土地等の提供者の努力義務）

第15条 市内に所在する土地又は建物（その一部を含む。以下同じ。）を他人に提供する者（転貸する者を含む。）は、当該提供に係る契約（その更新の契約を含む。）の締結に際し、その相手方が当該契約に係る建物を飲食店営業等の用に供する場合は、違反行為をしない旨を約させる措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 松戸市安全・快適まちづくり協議会

（松戸市安全・快適まちづくり協議会）

第16条 市長は、安全で快適に暮らせるまちづくりの推進に関する基本的事

項について協議するため、松戸市安全・快適まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員15人以内で組織し、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区

（重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区の指定）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、安全で快適なまちづくりに関する施策を重点的に実施する地区（以下「重点推進地区」という。）を指定するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、重点推進地区内において、特に客引き行為等の禁止に係る施策を実施する地区（以下「客引き行為等禁止特定地区」という。）を指定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区を指定するに当たっては、協議会の意見を聴くものとする。当該地区の指定を変更し、又は解除する場合も、同様とする。

第6章 雑則

（表彰）

第18条 市長は、安全で快適なまちづくりの推進に貢献した者を表彰することができる。

（公表等）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「違反者」という。）の住所、氏名、当該勧告を受けた違反行為等を公表することができる。

(1) 重点推進地区において、第8条第1項第4号から第6号までの行為をし、又はさせた者であつて、同条第2項の勧告に従わなかったもの

(2) 客引き行為等禁止特定地区において、第10条の行為をし、若しくはさ

せた者又は第11条第1項の規定に違反した者であつて、第13条第1項の勧告に従わなかったもの

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその理由を違反者に通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項（同項第2号に該当する違反者の場合に限る。）の規定により公表したときは、当該飲食店営業等を営む者にその営業の用に供するための土地又は建物を提供する者（転貸する者を含む。）に対し、当該公表に係る事項を通知するものとする。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

（罰則）

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。

(1) 重点推進地区において、第8条第1項第2号及び第3号の行為をし、又はさせた者であつて、同条第2項の勧告に従わなかったもの

(2) 重点推進地区において第8条第1項第1号の行為をし、又はさせた者

(3) 第9条第2項の規定に違反した者

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 客引き行為等禁止特定地区において、第10条の行為をし、若しくはさせた者又は第11条第1項の規定に違反した者であつて、第13条第1項の勧告に従わなかったもの

(2) 第14条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第10条及び次項の規定は、平成16年2月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市安全・快適まちづくり協議会委員	日額 8,500円
--------------------	-----------

附 則（平成17年3月31日松戸市条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日松戸市条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の次に1章及び章名を加える改正規定（第13条から第15条までに係る部分に限る。）、第13条の見出しの改正規定、同条第1項の改正規定、同項に2号を加える改正規定及び同条に1項を加える改正規定、第21条の次に1条を加える改正規定並びに本則に1条を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。